

上毛町告示第24号

上毛町空き家解消事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

上毛町長 坪根秀介

上毛町空き家解消事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町内に所在する老朽化した空き家の除却を促進するとともに、跡地の利活用促進を図るため、空き家の解体に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に存し、現に居住の用に供されていない戸建住宅及び併用住宅をいう。
- (2) 戸建住宅 一つの敷地に独立して建てられた一戸の住宅をいう。
- (3) 併用住宅 一つの敷地に独立して建てられた建築物内に居住部分と店舗、事務所等居住以外の用途の部分が併存している住宅(集合住宅を除く。)をいう。

(補助対象の空き家)

第3条 補助の対象となる空き家(以下「補助対象空き家」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請する時点で居住の用に供されていない戸建住宅であること。
- (2) 延べ床面積が50平方メートル以上であること(併用住宅にあっては、居住部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上かつ50平方メートル以上であること。)。
- (3) 公共事業の補償の対象となっていないこと。
- (4) 不動産業を営む者が営利目的として所有するものでないこと。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象空き家及びその敷地の所有者であること。ただし、共有名義の場合は、全ての所有者から当該空き家の解体について同意を得た者に限る。
- (2) 補助対象者に町税等の未納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）と認められる者に該当しないこと。

(交付の条件)

第5条 補助対象者は、次に該当する者とする。

補助対象空き家及びその敷地を売買等により取得し、補助対象空き家を解体後申請日の属する年度の3月31日までにその跡地に戸建住宅（併用住宅にあっては、居住部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上）建築工事の工事請負契約を締結する者

2 前項の規定にかかわらず、売買等の相手方が2親等以内の親族である場合、補助対象者としない。

(補助対象工事)

第6条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象空き家及び附属する門扉等の工作物、敷地内の樹木等を除却し、原則更地にする工事であること。
- (2) 解体に要する費用（以下「解体工事費」という。）が50万円以上であること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業、解体工事業に係る同法第3条第1項の規定による許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定による登録を受けた者が請け負う解体工事であること。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 補助対象工事の工事費
- (2) 補助対象工事により生じた廃材等の収集運搬費用及び処分費用並びに解体後の土地の整地費用（碎石敷均しする等の舗装費用は除く）
- (3) 周囲への安全を確保する上で、補助対象工事及び廃材等の処分に付隨して行うことが適当であると町長が認める工事等に係る経費

(4) 前3号に係る諸経費

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象空き家及びその敷地内の動産の処分費は、補助対象経費としない。
- 3 補助対象空き家が併用住宅である場合の居住部分については、解体工事費を居住部分と居住部分以外の部分の床面積の割合で按分して補助対象経費を算出するものとする。

(補助金の額等)

第8条 補助金の額は、前条第1項第1号から第4号の合計の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。

- 2 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、上毛町空き家解消事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 空き家の使用状況報告書（様式第3号）

(3) 土地、建物等の売買契約書の写し、またはその他所有者を確認できる書類

(4) 補助対象経費に係る解体工事等の見積書の写し

(5) 町税等の未納がない証明書

(6) 補助対象空き家の共有者の同意書（様式第4号）

(7) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第10条 町長は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、補助金の交付が適当であると認めるときは、上毛町空き家解消事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更等)

第11条 前条の規定により交付決定の通知を受けた申請者（以下「決定者」という。）は、当該交付決定を受けた内容について変更が生じたときは、速やかに上毛町空き家解消事業補助金変更承認申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、上毛町空き家解消事業補助金変更交付決定通知書（様

式第6号)によりその内容等を当該決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに上毛町空き家解消事業補助金実績報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添付して、町長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 解体工事写真(着手前及び完了時が確認できるもの)
- (3) 戸建住宅建築工事の工事請負契約書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から15日以内又は補助金交付決定を受けた年度の3月31日までのいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適當であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その内容を上毛町空き家解消事業補助金確定通知書(様式第8号)により当該決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の規定により、交付すべき補助金の額の確定通知を受けた決定者は、直ちに上毛町空き家解消事業補助金請求書(様式第9号)により、町長に請求するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第15条 町長は、決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、その交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1)この告示の規定に違反したとき。
- (2)虚偽の申請その他不正行為があったとき。
- (3)その他町長が特に適当でないと認めたとき。

(補助金の返還)

第16条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。